鹿児島県公報

令和2年10月13日(火)第149号の3



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

則

○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則(※)

規

- (市町村課取扱い) 1
- ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施

行規則の一部を改正する規則(※)

(情報政策課取扱い) 2

規則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第50号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則(平成27年鹿児島県規則第44号)の一部を次のように改正する。

- 第4条の見出し中「もの等」を「事務等」に改め、同条第1項を次のように改める。 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領(平成26年4月1日学法第46 号総務部長通知)第4条の学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理,その申請に係 る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領第5条の収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

第4条第6項を削り、同条第5項中「別表第1の5の項」を「別表第1の6の項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「別表第1の4の項」を「別表第1の5の項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「別表第1の3の項」を「別表第1の4の項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領(令和2年4月1日制定) 第6条第1項の専攻科支援金の受給資格の認定の申請の受理,その申請に係る事実につい ての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領第7条第1項,第2項及び第4項の収入状況の届出の受理,その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

第4条第7項を削り、同条第8項中「別表第1の8の項」を「別表第1の7の項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「別表第1の9の項」を「別表第1の8の項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「別表第1の10の項」を「別表第1の9の項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「別表第1の11の項」を「別表第1の10の項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「別表第1の12の項」を「別表第1の13の項」に改め、同項を同条第13項とし、同項の前に次の2項を加える。

11 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第1項の交付の申請の 受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第7条の届出の 受理又はその届出に係る事実についての審査
- 12 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項の登録の申請の受理,その申請 に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 介護保険法第69条の4の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第5条第3項中「別表第2教育委員会の項の3」を「別表第2教育委員会の項の5」に改め、 同項を同条第5項とし、同条第2項中「別表第2教育委員会の項の2」を「別表第2教育委員 会の項の4」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 2 条例別表第2教育委員会の項の2の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 鹿児島県公立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領(平成26年6月19日鹿教総第 151号教育長通知)第4条の学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に 係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 鹿児島県公立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領第5条の収入状況の届出の受 理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- 3 条例別表第2教育委員会の項の3の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 鹿児島県立高等学校専攻科修学支援金交付要領(令和2年6月9日鹿教総第141号教育 長通知)第3条の専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実 についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 鹿児島県立高等学校専攻科修学支援金交付要領第4条の収入状況の届出の受理,その届 出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

附則

この規則は,公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第51号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行 規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則 (平成27年鹿児島県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「もの等」を「事務」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第2条 第4項」を「第2条第4項第1号に掲げる者に係る同項」に改め、同項を同条第1項とし、同 条に次の1項を加える。

- 2 条例第2条第4項第2号に掲げる者に係る同項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領(令和2年4月1日制定) 第6条第1項の専攻科支援金の受給資格の認定の申請の受理に関する事務
 - (2) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領第7条第1項,第2項及び 第4項の収入状況の届出の受理に関する事務

第3条第8項中「別表第1の2の項第2号」を「別表第1の2の項第4号」に改め、同項を 同条第11項とし、同条第7項中「別表第1の2の項第1号」を「別表第1の2の項第3号」に 改め、同項を同条第10項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 8 条例別表第1の2の項第1号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 鹿児島県公立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領(平成26年6月19日鹿教総第 151号教育長通知)第4条の学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理,その申請に 係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (2) 鹿児島県公立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領第5条の収入状況の届出の受 理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 9 条例別表第1の2の項第2号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 鹿児島県立高等学校専攻科修学支援金交付要領(令和2年6月9日鹿教総第141号教育 長通知)第3条の専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実 についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (2) 鹿児島県立高等学校専攻科修学支援金交付要領第4条の収入状況の届出の受理、その届 出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第3条第6項中「別表第1の1の項第6号」を「別表第1の1の項第7号」に改め、同項を 同条第7項とし、同条第5項中「別表第1の1の項第5号」を「別表第1の1の項第6号」に 改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「別表第1の1の項第4号」を「別表第1の1の 項第5号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「別表第1の1の項第3号」を「別 表第1の1の項第4号」に改め,同項を同条第4項とし,同項の前に次の1項を加える。

- 3 条例別表第1の1の項第3号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領第6条第1項の専攻科支援 金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対 する応答に関する事務
 - (2) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領第7条第1項、第2項及び 第4項の収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対す る応答に関する事務

附則

この規則は,公布の日から施行する。